

ウミガラス保護増殖検討会設置要領

1. 目的

ウミガラスは、北半球寒冷海域に分布し、北海道沖合島嶼を繁殖地南限とするウミスズメ科の海鳥である。本種は、島嶼の断崖にある岩棚などで集団繁殖するが、近年生息環境等の悪化により、我が国における生息個体数が急激に減少している状況にある。

このような状況を踏まえ、平成13年11月に「ウミガラス保護増殖事業計画」が策定され、ウミガラスの保護対策を適切に推進していくこととなった。

このため、ウミガラスの生息状況や生息地の現状の的確な評価、生息地の保護や保護増殖のあり方などについて生物学的な観点から検討するため、「ウミガラス保護増殖検討会（以下「検討会」という。）」を開催するものである。

2. 構成

- (1) 検討会は、ウミガラスの保護増殖に関する専門家等で北海道地方環境事務所長が委嘱した検討委員をもって構成する。
- (2) 検討委員の任期は1年とするが、必要に応じて更新することは妨げない。
- (3) 検討会において、特別な事項に関する検討を必要とする場合には、臨時検討委員を置くことができるものとする。また、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の了解を得た上でオブザーバーとして出席させることができるものとする。
- (4) 検討会において、特に集中的な検討を必要とする場合には、検討会の下に、ワーキンググループを置くことができるものとする。

3. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) ウミガラスの生息状況、生息地の現状の評価及び緊急時における円滑な対応に関する事項
- (2) 生息地の保護や保護増殖のあり方などウミガラスの保護対策の検討に必要な事項
- (3) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

4. 座 長

- (1) 検討会にはそれぞれ座長を置く。
- (2) 座長は、検討委員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する検討委員がその職務を代行する。

5. 庶 務

検討会庶務は、北海道地方環境事務所において行う。

附 則

この設置要領は、平成26年12月1日から施行する。